

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について（周知）

新型コロナウイルス感染拡大により、人や物の動きが停滞し、事業活動の継続が困難となる企業も生じるなど、経済全般にわたって甚大な影響が出ています。

こうした状況下、政府は、緊急経済対策を取りまとめ、事業継続や雇用維持に全力で取り組むこととしています。4月13日、厚生労働省、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省各大臣連名により雇用維持等に対する配慮を求める要請がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請文

【要請内容】

- ・事業継続や雇用維持に向け、強力な資金繰り支援策や拡充された雇用調整助成金（新入社員の教育訓練時は助成額加算もあり）を活用いただき、従業員の雇用維持に努めていただくこと。新入社員については将来の戦力として雇用を維持していただくこと

<参考資料>

資金繰り支援策（経産省パンフレット P8～P33）

雇用調整助成金の拡充・申請書類の簡素化について（厚労省パンフレット）

採用内定取り消しの防止について（厚労省パンフレット）

- ・職を失った方の雇入れや、新卒者を対象とした求人を積極的に実施いただくこと
- ・入職時期を繰り下げた内定者について、早期の入職日を確定させるなど特段の配慮をすること
- ・2020年度卒業予定者等に対して多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験、柔軟な日程の設定など、最大限柔軟な対応を行うこと
- ・障害者の方の雇用の安定に向けた特段の配慮、及び外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をすること

<参考資料>

会社で働いている外国人のみなさま（厚労省パンフレット）

- ・有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除等はお控えいただくなど特段の配慮をすること。やむを得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居等の配慮をすること
- ・有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組を行っていただくこと。その際妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患を有する方々に十分に配慮いただくこと。また、小学校等が臨時

休業となる場合等もあるため、子どもの世話が必要な労働者が休みやすい環境を整備いただくこと

<参考資料>

テレワークに関する支援策（厚労省パンフレット）

派遣労働者に係るテレワークの実施に関するQ&A

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000620808.pdf>)

妊娠中の女性労働者などへの配慮について（厚労省パンフレット）

小学校休業等対応助成金について（厚労省パンフレット）

以 上